

議会改革検討委員会検討結果
(最終報告)

平成16年12月

羽村市議会 議会改革検討委員会

目 次

I	はじめに	2
II	最終報告	
1	議会の構造及び制度の改革のために	
	(1) 議会議員の定数について	3
	(2) 常任委員会の視察について	5
	(3) 常任委員会における調査活動の充実について	5
2	議会の活性化と市民に分かりやすい議会運営のために	
	(1) 定例会の土日、夜間の開催について	6
	(2) 視察報告会の土日、夜間の開催について	6
	(3) 議会記録ビデオ、録音テープの取り扱いについて	7
3	議会活動改善のために	
	(1) 議員控室（会派控室）の改善について	7
	(2) 一部事務組合議会の状況報告について	8
4	審議経過、委員名簿	9
	関係資料集	別 添

I はじめに

三位一体の改革により地方分権が推進され、地方自治体が自らの判断と財源により取り組むことができる事務事業の範囲が拡大されつつあります。

地方議会についても、地方自治法の改正により、定例会の開催回数制限が取り払われるなど、議会の権能強化が図られています。このような状況下にあつて、議会は、自らの政策能力や審議機能等を高めるとともに、効率的で簡素な議会運営に努め、市民に分かりやすく開かれた議会を構築していかなければなりません。

本検討委員会は、平成16年2月、議長の諮問を受け、分権時代にふさわしい議会運営のあり方について23項目の課題を掲げ、調査・検討を進めてきました。そして、本年8月までに15の項目について結果を取りまとめ、中間報告として議長に提出したところです。

この最終報告は、その際、結論を得ていなかった8項目と、それ以降において検討が必要になった事項について調査・検討し、委員会としての結論を取りまとめたものです。

今回の検討では、議会の権能そのものに関わる「議員定数」、「常任委員会の行政視察」の件に取り組み、行政改革などの財政的課題と、これからの分権時代に対応するための議会の権能強化という二つの側面から、議論を重ねたところです。

しかし、議員定数の問題については、全議員により協議して決定すべきとの意見が、議員全体の多数を占め、本委員会においては、全体の意見分布を示すに留まりました。

このように、今後の課題を残しておりますが、今次の報告により、委員会としての検討を一通り終了しました。

議長におかれましては、この最終報告を含め、本委員会が提言した事項を尊重され、議会改革を進められることを、委員一同強く望むものであります。

【検討事項の一覧】

区 分	検 討 事 項
議会の構造及び制度の改革のために	議会議員の定数について
	常任委員会の視察について
	常任委員会における調査活動の充実について
議会の活性化と市民に分かりやすい議会運営のために	定例会の土日、夜間の開催について
	視察報告会の土日、夜間の開催について
	議会の録音及び録画テープの取り扱いについて
議会活動改善のために	議員控室（会派控室）の改善について
	一部事務組合議会の状況報告について

II 最終報告

1 議会の構造及び制度の改革のために

(1) 議会議員の定数について

議員の定数に関しては、各地の議会において様々な面から議論され、自ら削減を行った例も示されており、それぞれの自治体の実情に即して見直すことが、現下の社会的要請の一つとも言われている。

このことから、定数問題を重要なテーマとして、本委員会の検討課題に掲げたところであるが、議員全体の中から、議員の身分にも関わることであるので、このテーマについての結論は委員会が示さず、議員全員により決定すべきとの強い意見が示された。

当委員会の存在意義に関わることであり、意見の取りまとめに努めたが、一致に至らず、委員会は、全議員による協議のための「たたき台」を作成するに留めることとなった。

このため、本委員会としては、各会派に対し、改めてこの問題についての考え方を求め、「削減すべき」とする意見と「削減すべきでない」とする意見の内容を明らかにし、意見の分布を示した。

検討結果

- 議員定数の見直しについては前記の申し合わせにより、削減すべきとする意見と、削減すべきでないとする意見についての両論を下記に併記し、会派の意見の状況を示した。

なお、会派の意見の状況から、議員全員の 60 パーセント以上が、削減すべきとする意見を支持していることが判別できる。

これを基に、議会としての取り扱いを全議員により決定していただきたい。

検討結果の整理

【共通的認識】

議会議員の定数については、地方自治法第 91 条に定められており、人口 5 万人以上 10 万人未満の市は 30 人で、条例によりその数を減少することができる」とされている。羽村市議会は、定数 20 人としている。

この規模の市は、226 団体で、議員定数は平均して、24.4 人である。その中で、定数が 20 人未満の市は、10 団体（17 人が 2 団体、18 人が 8 団体）である。

（出典：平成 15 年実施 全国市議会議長会の資料による）

羽村市の現行定数 20 人は、昭和 42 年に定められたもので、以来 37 年間同一である。なお、当時と現在の人口を比較すると、昭和 42 年は 17,000 人余、現在は 56,000 人余である。

【両論の併記】

(1) 削減すべきとする意見

- ① 社会の要請として、経営の減量化が求められており、議会についても経費の削減と定数削減が求められている。その理由として、立候補者数が少ない

状況が続いている。競争原理が働かない選挙では、投票率は向上しないということが市民等から指摘されている。具体的には、現行 20 人を 18 人とする
ことが望ましいと考える。

- ② 国民的課題であり、必要性が市民各層に周知されており緊急に対応すべきである。市民の声や経済情勢など外部環境からの観点から必要である。
- ③ 広報・広聴の充実により、市民要望の把握が的確に行えるようになり、行政活動も細部に目が届くものとなっている。議員活動も地域代表的な色合いから、行政全体での広い視点に立って進める時代になっている。
また、羽村市の行政面積は全国的に小規模であり、少ない人員で目が行き届くのではないか。
- ④ 少数精鋭化、専門化、プロフェッショナル化を求めるべきである。それにより、議会内における議論の充実と合意形成のスピード化が期待できる。
- ⑤ 全国及び近隣自治体において削減されている状況にあり、一般企業が大幅なリストラを行っているように、議会もスリム化、効率化が必要である。
- ⑥ 市民の行政参加機会が拡大していると同時に、各種メディアなどの発達や情報公開の進展により、行政情報の入手と行政への意見反映が容易になっている。

(2) 削減すべきでないとする意見

- ① 削減は、市民各層からの代表選出の道を閉ざし、議会の役割を弱めることになる。
- ② 市民の意見を直接聞くことなく、議会が自ら先行して削減を打ち出すのは疑問である。市民の意見を聞く必要がある。
- ③ 議員の数が多ければ多いほど、市民の声が行政に届きやすくなる。他の自治体では、自治法に定める最大値にすべきとする意見もある。
- ④ 議会が、定数減を自ら求めることは、主権者を軽視し、自らの役割を狭める行為である。
- ⑤ 羽村市の議員定数は、全国的にみても少数の部類に属する。人口 5 万人以上 10 万人未満の市で定数 20 人未満は僅か 10 団体であり、現行は適正な人員であるといえる。経費の削減が目的であるならば、他に削減できる場所が多々ある。
- ⑥ 民主政治の健全性は、住民の多様な意見を行政に反映することで保障される。地方分権が進み首長の権限が拡大されるときに、議会の権能も同時に強化されるべきであり、定数減はこれに逆行し矛盾するものである。

【意見の分布】

- ・削減すべきとする意見 …………… 新政会・市民クラブ・自民クラブを代表する委員
公明党を代表する委員
- ・削減すべきでないとする意見 …… 日本共産党を代表する委員
市民ネットワーク「いきいき広場」、羽村 21、
民主党を代表する委員

(2) 常任委員会の視察について

行政視察の今後のあり方について検討した。

検討結果

- 常任委員会が実施する先進地行政視察については、議会の権能を強化するために必要であり、2泊3日を基本として実施することを提言する。

総務委員会・経済委員会・厚生委員会では、それぞれ所管する事項について調査・研究を行うため、優れた施策などに先進的に取り組んでいる自治体を視察している。常任委員会による行政視察は、全国各地の地方議会においても同様に実施されているが、その形態は多様になっている。

多摩地区 26 市の状況を見てみると、毎年実施している議会や隔年実施の議会があり、宿泊数も、1日としている議会や2日の議会とさまざまである。また、特別委員会や議会運営委員会の行政視察についても、実施している議会は、毎年、隔年、必要に応じてなど宿泊数も含めさまざまで、実施していない議会もあるという状況になっている。

本市の現状は、常任委員会は基本的に実施（2泊）し、特別委員会は必要に応じて実施（宿泊なし）している。そして議会運営委員会については、平成8年度を最後に、以後、実施していない。

委員からは、視察に当っては財政状況等を考慮に入れ、柔軟に対応すべきであるとの意見の一方、社会状況の変化とともに行政課題も多種多様化していることから、議会としても視察を通じた調査・研究活動は重要で、権能の強化、政策を提案していくためにも必要であるなど、さまざまな意見が出された。

種々検討の結果、前記後段の理由により各常任委員会ともに、これまでどおり2泊3日を基本に実施してくことで意見集約が図られた。

(3) 常任委員会における調査活動の充実について

委員会活動の充実、議会の活性化に向け、活動のあり方について検討した。

検討結果

- 各常任委員会は、所管する事務事業の状況把握等の調査活動に努め、必要に応じて地方自治法の規定の範囲で、執行機関に説明を求めていくことを提言する。

常任委員会は、執行機関の事務に関する調査、議案や陳情等の審査を行っているが、近年、行政事務は社会の変化に伴って多様化・専門化していることから、絶えずその適切な把握に努め、常任委員会の活動の充実・強化を図ることが必要である。

このため、現行の議案、陳情等の審査に加え、さまざまな情報を適時把握する必要から、各常任委員会においては必要に応じて執行機関に説明を求めることを提言する。

2. 議会の活性化と市民に分かりやすい議会運営のために

(1) 定例会の土日、夜間の開催について

議会定例会は、通常年4回、平日の昼間に開催しているが、仕事等の都合により議会傍聴が困難な市民に対して、定例会の土日、夜間の開催を行う自治体が現れている。

このため、羽村市におけるあり方について検討した。

検討結果

- 市民ニーズの把握に努めるとともに、情報メディアの活用などを視野に入れ、今後慎重に検討していくことを提言する。

議会定例会は、一般質問や議決案件の審議等、議事機関と執行機関とが対等な立場に立って議論を行い、市政発展のための政策を決定していく重要な場である。よって、多くの市民の傍聴のもとに、開催されることが望ましい。

このようなことから、全国各地の地方議会（一部）において、それらの取り組みが散見される。

土日、あるいは夜間に開催することで、「議会は開かれたもの」という姿勢を市民に示すことの意義は大きい。

本市の定例会は、従来から平日の昼間の時間帯に開催しているが、傍聴者の人数は決して多い状況ではなく、土日、夜間の開催は、議会の活性化やより開かれた議会運営に資するとともに、市民が傍聴しやすい環境整備のためのひとつの手段とも考えられるが、多摩地区の数市の議会でも取り組み事例はあるものの、必ずしも傍聴者の増加に結びつかないという難しさもうかがえる。

よって、時期尚早の感も拭えない面もあることから、今後、市民ニーズの把握や他の議会の動向に留意するとともに、情報メディアの活用も視野に入れ、長期的課題として、実施の必要性について引き続き検討していくことが適当である。

(2) 視察報告会の土日、夜間の開催について

視察報告会については、従来から平日の昼間の時間帯に開催しているが、より多くの市民が参加できるよう土日、夜間の開催の必要性について検討した。

検討結果

- 市民への周知について、現行の「議会だより」のほか、議会ホームページや市報等により一層の情報提供を進めるとともに、報告会参加者へのアンケート調査などにより意見や要望を把握しながら、平成17年度において試行実施することを提言する。

行政視察報告会は、市民及び理事者・幹部職員を対象に、議会として視察の内容や成果を広く市民に公開・還元するとともに、市政運営に資することを目的に実施している。

市民の参加状況については、現在でも極端に少ないわけではないが、より参加しやすい環境を整え、多くの参加を得る手段として土日、夜間の開催が考えられる。

この報告会は、全国的に見ても実施している例はほとんど無く、議会活動の発表の場として既に定着し、他に誇れるものとなっている。

そこで、報告内容の充実や参加者の意見・要望等の把握に努めるとともに、一層の市民参加のもとで開催できるよう、平成 17 年度において土日、あるいは平日の夜間の時間帯に試行開催することを提言する。

(3) 議会の録音及び録画テープの取り扱いについて

録音テープ及び録画ビデオの今後の取り扱いについて検討した。

検討結果

- 録画は行わず、録音テープについても、議員活動に必要な場合にのみ希望に応じて議員に貸し出すことを提言する。

議会事務局では、議会会議録作成のための補助資料として、現在、テープにより会議の録音を行っている。会議録は、速記を反訳することを原則としているが、録音テープは反訳の補助資料として活用されている。

この録音テープを議員が視聴する場合には、議会運営委員会において、「事務室内に限る」ことを申し合わせている。

仮に議員が不穏当な発言を行った場合には、議長の命または議決によりその発言を取り消すこととなるが、閲覧に供する会議録には会議規則の規定に基づき、取消し部分は掲載しない取り扱いとなっている。

これは、議場における議員の発言は重く、責任を伴うことの証でもある。

録音・録画について多摩 26 市の状況を見てみると、録音については全ての市議会において実施しているが、録画（本会議）は 8 市にとどまっている。録音・録画の目的は、ほとんどが「議会運営の参考のため」としており、録音テープを市民に提供している議会は無いのが実態である。

このような状況から、本市における録音テープについては、今後、議員活動の充実に向けて「希望する議員には貸し出しを行う」よう改めることとし、市民へは、前述したとおり録音の目的が会議録の補助資料であること、及び閲覧用の会議録と相違するなど誤解を招くことのないよう、これまでどおり提供しないよう提言する。

なお録画については、将来、議場の IT 環境の整備・充実を検討する中での課題とし、当面は現行どおり録画しないことを提言する。

3 議会活動改善のために

(1) 議員控室(会派控室)の改善について

会派活動の充実・強化に向けて、望ましい控室のあり方について検討した。

検討結果

- 会派控室の充実・改善については、その必要性を強く指摘し、早急な検討課題としていくよう提言する。

議会には、同じ政策を持つ議員で構成される会派（一人の場合も含む）が結成され、議会運営は、この会派を基本として行われている。

激しく変化する社会環境の中にあつて、各会派には、時代の要請にこたえるための不断の努力が求められていることは言うまでもなく、増大する行政需要に適切に対応していくためにも、会派にはたゆまぬ研鑽と、政策集団としての大きな役割が市民から課せられている。

さて、本市の会派控室については、他の市議会にあるような設備の整った個別の部屋ではなく、その大部分が議会ロビーの一部をパーティションで間仕切りした簡易な造りになっている。控室には、会派活動の秘密性の保持や機能面などにおいても一定面積の確保が必要であり、現状では会話の内容も漏れてしまうなど、決して望ましい活動環境ではない。

地方分権の時代となり、議員には従来にも増して、政策立案能力や審議能力の向上が求められると同時に、会派活動についても一層の充実・強化が必要である。そこで、その活動拠点となる会派控室を、今後、政策研究室の役割を併せ持つよう整備を行い、議会の権能を十二分に発揮できるよう環境の改善を強く希望するものである。

しかしながら、現下の不安定な市財政事情や庁舎構造上の物理的問題などもあり、現段階では整備を行うことが困難であることへの配慮も必要と考える。よつて、会派控室の充実・改善については、その必要性を強く指摘し、具体的検討課題としていくよう提言する。

(2) 一部事務組合議会の状況報告について

一部事務組合議会の所属議員から、それぞれの議会審議の経過等を議員全体に報告することについて検討した。

検討結果

○ 議会として共通認識を持つことは大切であり、今後、議員全員協議会の場で報告していくことを提言する。

一部事務組合には、「瑞穂斎場組合」「西多摩衛生組合」「青梅、羽村地区工業用水道企業団」「羽村・瑞穂地区学校給食組合」「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」「福生病院組合」の6つがあり、事務の共同処理が行われている。

各組合には、構成市町から選出された議員により組合議会が組織され、議案審議等が行われているが、その状況報告については、現在のところ簡易な文書報告にとどまっている。

このため、議会として直接関与する立場にはないものの、議員の共通認識を深める意味で、今後は、従来からの報告に加え、選出議員自らが議員全員協議会の場で報告することを提言する。

なお、この議員全員協議会は、執行機関の求めに応じた開催ではなく、議員主体のものと位置づける。

4 審議経過、委員名簿

(審議経過)

回数	開催日	審議内容
	平成16年8月25日	議長へ中間報告を提出
第10回	平成16年9月30日	改革検討事項の検討
11回	平成16年10月25日	改革検討事項の検討
12回	平成16年11月9日	改革検討事項の検討 最終報告案の検討
13回	平成16年11月18日	最終報告案の検討

(委員名簿)

氏名	代表する会派
◎秋山 猛	新政会・市民クラブ・自民クラブ
船木 良教	〃
佐藤 征一	〃
瀧島 愛夫	〃
○桑原 壽	公 明 党
石居 尚郎	〃
中原 雅之	日 本 共 産 党
水野 義裕	市民ネットワーク「いきいき広場」、羽村21、民主党

◎委員長 ○副委員長